

横浜市立大綱中学校PTA規約

1. 昭和43年1月27日	制定
2. 平成12年3月4日	一部改正
3. 平成15年4月1日	一部改正
4. 平成21年3月31日	一部改正
5. 令和6年2月6日	全面改正

(名称)

第1条 この会は、横浜市立大綱中学校PTA（以下、「本会」という。）と称し、事務所を横浜市立大綱中学校（以下、「学校」という。）に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員となる保護者及び教職員の協働により次の諸項の実現を目指すことを目的とする。

1. 生徒が安心して学校生活を過ごすための環境整備。
2. 学校および公立中学校教育に対する保護者の理解増進。
3. 学校と地域の良い関係の構築。
4. その他、生徒と学校の安心安全に資する一切の事項。

(方針)

第3条 本会は、生徒と学校の環境充実を本旨とし、次の方針に従って活動する。

1. 生徒および学校のために活動する他の団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教、思想に偏ることなく、また、営利を目的とするような行為は行わない。
3. 会員相互の理解と思いやりを深め、尊重し合い助け合う。
4. 会員は大人としての責任と節度を保ち活動する。
5. 学校に関する人事および公費の支出、その他学校長の権限にかかる事項には干渉しない。

(会員)

第5条 本会の会員となることのできるものは、次のとおりである。

1. 大綱中学校に在籍する生徒の保護者。
2. 大綱中学校に勤務する管理職および教職員。

第6条 前条に該当しなくなった会員は、本会会員となる資格を喪失し当然に退会となる。

第7条 本会の会員は、会費を負担するものとする。

第8条 会費は会員1家庭当たり月額500円を上限とし、総会において決定する。
但し、特別に事情のあるものは、運営委員会の議決を経て減免することができる。

第9条 退会者の会費の取扱いについては細則で定める。

(総会)

第10条 本会は、全会員をもって構成する総会を置き、本会の最高議決機関とする。

第11条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

1. 定期総会は、年度始総会と年度末総会とする。
2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったとき

第3号議案

に会長が招集する。

第12条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。書面にて総会を行なう場合は、議決権の行使をもって出席とみなし、委任状を含めた2分の1以上をもって成立する。

第13条 総会における議事は、規約改定を除き、出席者の過半数で決する。ただし、可否同数のときは議長が決める。

（役員）

第14条 本会の役員は、次のとおりとする。

1. 会長1名、副会長3名程度、書記4名程度、会計3名程度
2. 会長及び副会長には保護者が就任し、書記及び会計には保護者のほか、少なくとも各1名の教職員が就任する。
3. 役員は、年度末総会で選出される。
4. 役員の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
5. 役員の同一役職の再任は妨げないものとする。

第15条 各役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長 本会の代表として本会を統括し、運営に対して責任をもつ。
2. 副会長 会長を補佐して円滑な会務を担う。会長不在の場合はその職務を代行する。
3. 書記 総会その他会議の議事を記録し、会議等について通知する。
4. 会計 本会のすべての金銭収支を記録し、会計事務を処理する。

（会計）

第16条 本会の経費は、会費、寄付金、およびその他の収入によってまかなう。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第18条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第19条 本会の会計は、横浜市立学校準公金事務取扱マニュアルに基づいて適正に行なう。

第20条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

（会計監査）

第21条 本会の会計を監査するために、3名の会計監査委員を置く。

第22条 会計監査委員は、前期、後期に定期会計監査を行ない、その他、必要に応じて臨時会計監査を行う。

第23条 会計監査委員の任期は1年とし、再任は認めない。

（指名委員）

第24条 役員候補者および会計監査委員候補者を推薦するときは、指名委員を置く。

第25条 指名委員の員数および選出の方法は、細則で定める。

（運営委員会）

第26条 運営委員会は、役員、学校管理職をもって構成し、本会の活動に必要な事項を協議する。

（PTAプロジェクトチーム）

第27条 本会の活動を推進するために必要なPTAプロジェクトチームを設置することができる。

第28条 PTAプロジェクトチームの設置については、細則に定める。

（慶弔）

第3号議案

第29条 会員の慶弔、学校管理職および教職員の退職・転任、慶弔に関しては、附則により定めるものとする。

(個人情報)

第30条 本会の活動にあたり必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

(細則)

第31条 本会の細則は、運営委員会の構成の3分の2の議決を経て定める。但し、制定又は改廃した場合には、その旨を次期総会に報告しなければならない。

(規約改定)

第32条 この規約の改定には、総会において、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。但し、改定案は、総会開催以前に、全会員に知らせておかななければならない。

横浜市立大綱中学校PTA細則

(退会者の会費の取扱い)

第1条 本会は、退会者の請求に応じて、払込み済み会費のうち未経過期間分を返還する。

第2条 未経過期間の計算は月単位とし、退会月は含めないものとする。

第3条 会費の返還を希望する退会者は、退会年度の3月31日までに本会へ請求する。

第4条 会費の返還は、退会者が指定した金融機関口座へ振込みで行なう。

第5条 会費の返還にかかる振込手数料は、退会者が負担する。

(指名委員)

第6条 指名委員は、役員候補者および会計監査候補者を選出して指名することを目的に設置する。

第7条 指名委員に就任することができるものは、次のとおりとする。

イ 当該年度で退任する役員

ロ PTAプロジェクトチームが設置されている場合は、PTAプロジェクトチームから選出された者

ハ 学校代表として、副校長もしくは副校長が指名した教職員

第8条 指名委員は、役員候補者および会計監査候補者になることはできない。

第9条 指名委員は、指名委員全員による指名委員会を構成し、指名委員の互選により正副委員長を選出する。

第10条 指名委員会の正副委員長は、必要に応じて、候補者選出ならびに指名にかかる進捗状況等を運営委員会に報告する。

第11条 指名委員会は、指名した役員候補者および会計監査候補者を全会員に通知する。

第12条 指名委員会は、年度末総会において、次年度の役員および会計監査の選出をもって解散し、指名委員は退任する。

(PTAプロジェクトチーム)

第13条 PTAプロジェクトチーム（以下、PPTという）は、本会の目的を実現するための活動を推進することを目的に設置することができる。

第14条 PPTは、本会の方針に則り、運営委員会の管理のもとで行事や活動を企画し運営する。

第15条 PPTのメンバーになることができるものは、次のとおりとする。

イ 当該年度の役員

ロ 役員以外のPPTに立候補した会員

第16条 役員以外のPPTメンバーは、年度始総会までに選出する。但し、会長の判断により、年度始総会後に立候補した会員を選出することを妨げない。

第17条 PPTメンバーの任期は、就任から就任年度の3月31日までとする。

第18条 PPTは、役員以外のメンバーから2名程度を指名委員に選出する。

第19条 PPTは、必要に応じて会議を開催し、活動の状況等を共有して協議する。

第20条 PPTからの通知は、会長名において発出する。

第21条 PPTは、企画した行事や活動において必要が生じた場合、運営委員会を通じて、保護者会員に対してボランティアスタッフを募集することができる。

横浜市立大綱中学校PTA慶弔規定

第1条 この慶弔規定は、横浜市立大綱中学校PTAの会員にかかわるもので、この規定の実施及び会計の責任は、PTA運営委員会が負い、これに要する費用は、原則として予算内から支出する。

第2条 慶弔慰金、見舞金は次の区分により贈る。

(1) 会員及び生徒が入院1か月以上に及ぶ傷病を受けた場合は、次の基準でお見舞いする。

イ、生徒（学校の管理下の傷病）	5,000円
ロ、教職員	5,000円
ハ、会員（PTA及び学校教育活動に協力中での）	5,000円

(2) 教職員在職中の慶事に対しては、次の基準により祝意を表す。

イ、結婚	5,000円
ロ、出産（本人、配偶者）	5,000円

(3) 会員及び生徒の弔事に対しては、次の基準により弔意を表す。

イ、生徒	5,000円
ロ、会員	5,000円
ハ、教職員とその家族（配偶者、実父母、義父母）	5,000円

※上記のそれぞれの基準の単位のほかに、花輪、盛花、弔電等を贈ることがある。

※弔事に対しては、役員代表の参列が望ましい。

(4) 災害の場合（火災による焼失、水害による流出、破損）

イ、会員	5,000円
------	--------

※但し、金額については、被災状況により会長が決めることができる。

第3条 記念品

(1) 転任・離任する教職員には記念品を贈って感謝の意を表す。

(2) 退任する役員には記念品を贈呈する。

第4条 その他、必要と認められる事項については運営委員会の協議により決める。

第5条 本規定は、運営委員会において過半数の賛成があった場合には改訂できる。

第6条 本規定は、技能吏員、産休補助職員にもこれに準じて適用する。

第7条 本規定は、PTA規約 第8条規定の会費を減免される会員についても適用する。

第8条 本規定は、昭和61年7月2日から適用するものとする。

付則 1.平成10年4月1日一部改定 *単位額1,000円は、今後の経済価値の変動に寄り改訂する。

2.平成21年3月31日一部改定

3.平成22年3月31日一部改定

4.平成26年4月30日 文書データ再作成

5.平成27年3月31日一部改定

6.令和元年7月1日一部改定

7.令和6年2月6日一部改定

横浜市立大綱中学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条 横浜市立大綱中学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿およびその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を順守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、教職員およびPTA役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

(1)

(2) 会員名簿、委員会名簿の作成、電話による連絡

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

(保管および持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはな

第3号議案

らない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人方法を第三者（前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者（前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「大綱中学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成29年4月24日より施行する。